

# 建築設計基準

(令和 6 年改定)

平成 26 年 3 月 31 日国営整第 245 号  
最終改定 令和 6 年 3 月 25 日国営整第 209 号

この基準は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための基準として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

技術基準トップページはこちら（関連する基準の確認など）

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000017.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html)

## 建築設計基準

### 第1章 総則

#### 1.1 目的

建築設計基準（以下「本基準」という。）は、建築設計（建築構造又は建築設備に関する設計を除く。以下、本基準において同じ。）に関し、「官庁施設の基本的性能基準」（平成25年3月29日国営整第197号、国営設第134号。以下「基本的性能基準」という。）に定める性能の水準を満たすための標準的な手法及びその他の技術的事項を定め、官庁施設として有すべき性能を確保することを目的とする。

#### 1.2 適用範囲

本基準は、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号。以下「官公法」という。）第2条第2項に規定する庁舎（以下「庁舎」という。）及びその附帯施設の建築設計に適用する。

#### 1.3 用語の定義

- (1) 合同庁舎：官公法第2条第3項に規定する合同庁舎をいう。
- (2) 高齢者、障害者等：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第2条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。
- (3) 自動車等：道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第九号に規定する自動車及び同条第十号に規定する原動機付自転車をいう。
- (4) 歩行者等：歩行者及び車椅子使用者をいう。
- (5) 不燃材料：建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第九号に規定する不燃材料をいう。
- (6) 準不燃材料：建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第五号に規定する準不燃材料をいう。
- (7) 建築物移動等円滑化基準：バリアフリー法第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準をいう。
- (8) 建築物移動等円滑化誘導基準：高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第114号）をいう。
- (9) 一般便房（設備付）：一般便房にオストメイト対応の水洗器具又は乳幼児用おむつ交換台、乳幼児用椅子等の設備を附加したものをいう。
- (10) 車椅子使用者用便房：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「バリアフリー法施行令」という。）第14条

第1項第一号に規定する車椅子使用者用便房をいい、当該便房にオストメイト対応の水洗器具又は乳幼児用おむつ交換台、乳幼児用椅子等の設備を附加したものを含む。

- (11) 視覚障害者移動等円滑化経路：バリアフリー法施行令第21条第1項に規定する視覚障害者移動等円滑化経路をいう。
- (12) 点状ブロック等：バリアフリー法施行令第11条第1項第二号に規定する点状ブロック等をいう。
- (13) 線状ブロック等：バリアフリー法施行令第21条第2項第一号に規定する線状ブロック等をいう。
- (14) 案内・表示等：案内、誘導又は警告のための視覚情報、音声・音響情報及び触知情報をいう。
- (15) サイン：案内・表示等のうち、情報を文字、図記号等の視覚により表示したものをいう。
- (16) JIS：産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格をいう。
- (17) 設備関係諸室：機械室、電気室、発電機室等をいう。

#### 1.4 表記に係る共通事項

本基準において規定する性能の水準は、基本的性能基準に規定する性能の水準とする。

#### 1.5 全体構成

本基準は、第2章に第3章及び第4章に規定する事項以外の設計に関する事項を、第3章に建築非構造部材その他の耐震設計に関する事項を、第4章に標準仕上げその他の補則事項を規定する。

## 第2章 設計

### 2.1 共通事項

#### 2.1.1 バリアフリー法に関する事項

- (1) 不特定かつ多数の者が利用する施設は、建築物移動等円滑化基準を超える場合、建築物移動等円滑化誘導基準に適合させる。
- (2) その他の施設は、建築物移動等円滑化基準に適合させ、このうち合同庁舎及び規模の大きな施設は、上記(1)に準じ、建築物移動等円滑化誘導基準にも適合させる。ただし、高齢者、障害者等の利用が見込まれない施設は、建築物移動等円滑化基準を参考に適切に設計する。
- (3) 建築物移動等円滑化基準に「不特定かつ多数の者が利用し」と規定されるものについては、多数の者が利用する部分に適用して運用する。

#### 2.1.2 材料等の選定に関する事項

- (1) 環境負荷の少ない自然材料等、廃棄物等の再使用又は再生利用をした資機材等をできる限り使用する。
- (2) 施設利用者の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を図る。
- (3) 材料、工法等は、それらによって確保される品質、性能等と費用を総合的に考慮して選定する。その際、既製品又は規格品、施工及び修繕が容易な工法、標準的な詳細等の採用により、工事費及び維持管理費の抑制を図る。

### 2.2 配置計画

#### 2.2.1 建物のボリューム・配置等に関する事項

- (1) 周辺の道路との関係、施設の利用形態等を考慮し、円滑な移動が可能となるよう、建物、駐車場、構内通路、緑地等を配置する。
- (2) 良好的な室内環境の確保及びエネルギー消費の抑制が図られるよう、建物の形状及び配置は、日射、風向等の気候その他の立地条件を考慮したものとする。
- (3) 周辺の景観に配慮し、できる限り威圧感又は違和感を与えないよう計画する。
- (4) 騒音、振動、ビル風等の風害、日射の反射、日影、排気等による周辺環境への影響ができる限り小さくなるよう、建物、駐車場、構内通路、緑地等を配置する。
- (5) 周辺施設のプライバシーに配慮した計画とする。
- (6) 施設整備に係る将来計画がある場合は、増築又は建替えを考慮した計画とする。
- (7) 敷地内に傾斜又は起伏がある場合は、高齢者、障害者等の円滑な移動を考慮するとともに、地形の改変が必要最小限に抑えられるよう考慮して敷地のレベルを設定する。
- (8) 静寂さを必要とする室を有する建物は、できる限り交通等の周辺の騒音源から距離を確保する。

- (9) 振動を抑制すべき室を有する建物は、できる限り交通等の周辺の振動源から距離を確保する。

### 2.2.2 動線に関する事項

- (1) 敷地の出入口は、道路から見て分かりやすく、安全な位置に設ける。
- (2) 施設の利用形態を考慮し、来庁者、職員、サービス等の動線を確保する。
- (3) 敷地の出入口から建物、駐車場等への動線、及び敷地内の建物等相互の動線は、分かりやすく、できる限り遠回りにならないものとする。
- (4) 歩行者等と自動車等の動線は、できる限り交差しないようにする。やむを得ず交差が生じる場合は、見通しを確保する。
- (5) 高齢者、障害者等を含む多様な施設利用者が、できる限り同じ経路により敷地の主要な出入口から玄関まで移動できるよう動線を確保する。
- (6) 地震、津波、火事等の災害を想定し、分かりやすく、安全かつ円滑に避難できる避難経路を確保する。その際、不特定かつ多数の者の避難に特に留意する。

### 2.2.3 敷地の利用に関する事項

- (1) 建物、駐車場、構内通路等を適切に配置し、敷地の有効利用が図られるよう計画する。
- (2) 地域との連携を考慮し、オープンスペースの集約化、緑地の確保等により、ゆとりのある外部空間を計画する。また、来庁者の数、滞在時間等を考慮し、来庁者の休憩等に必要となるスペースを設ける。
- (3) 清掃、点検・保守、更新等の作業のために必要となる作業スペースを確保する。

## 2.3 階層・平面計画

### 2.3.1 全体計画に関する事項

- (1) 経済合理性を考慮し、構造計画及び設備計画についても総合的に勘案した計画とする。
- (2) 施設の利用形態を考慮して、来庁者、職員、サービス等の動線を分類し、各動線が分かりやすく、できる限り遠回りにならないよう、各室及び交通部分を配置する。特に、玄関から受付又は窓口までの動線は、分かりやすく、移動が容易なものとする。
- (3) 不特定かつ多数の者が利用する室等へ、高齢者、障害者等を含む多様な施設利用者が、できる限り同じ経路により移動できるよう動線を確保する。
- (4) 不特定かつ多数の者が利用する室は、できる限り低層階の分かりやすい位置に、交通部分から直接出入りできるよう配置する。また、その出入口の箇所数及び位置は、利用者数等を考慮したものとする。
- (5) 合同庁舎において、同一の官署の室は、できる限り同一の階に配置する。複数階にわたる場合は、できる限り連続する階に配置する。

- (6) 良好的な室内環境の確保及びエネルギー消費の抑制が図られるよう、室等の形状及び配置は、各室の利用形態とともに、日射、風向等の地域の気候その他の立地条件を考慮したものとする。特に滞在時間が長い居室等は、自然光を取り入れられるよう配置する。
- (7) 職員のみが利用する区域を来庁者が利用する区域と区分するなど、利用者の範囲を考慮し、必要な防犯性能が得られるよう警戒域及び警戒線を設定する。
- (8) 講堂、大会議室等の必要となる階高が通常の事務室より高い室の複数を同一の階に集約するなど、経済合理性の確保を考慮した配置とする。
- (9) エネルギー消費の抑制及び経済合理性の確保が図られるよう、給排水、ガス、排気等の設備を設置する室は、できる限り集約して配置する。
- (10) 静寂さを必要とする室は、暗騒音の高い室と低い室を分けてゾーニングする、交通等の建物外部の騒音源及び設備関係諸室等の建物内部の騒音源からできる限り距離を確保するなど、各室等への騒音の影響を考慮して配置する。
- (11) 振動を抑制すべき室は、交通等の建物外部の振動源及び設備関係諸室等の建物内部の振動源からできる限り距離を確保するなど、各室等への振動の影響を考慮して配置する。
- (12) 各室等に求められる耐火に関する性能の水準が確保できるよう、必要となる防火区画を設ける。
- (13) 地震、津波、火事等の災害に対して安全かつ円滑に避難できるよう、避難経路は単純で分かりやすいものとし、火災に対しては建物の規模、利用形態等を勘案して関係法令に定められる場合以外でもできる限り二方向避難を確保する。
- (14) 地震、津波、火事等の災害に対する避難経路との関係を考慮して、不特定かつ多数の者が利用する室を避難しやすい位置に配置する。
- (15) 不特定かつ多数の者が利用する室がある階に直接地上に通ずる外部出入口がなく、火災発生時に職員、介助者等の介助による車椅子使用者等の避難が困難な場合は、当該階に一時避難する場所を設置する。
- (16) 各室等に求められる対浸水に関する性能及び対津波に関する性能の水準が確保できるよう、想定される水害による内部への浸水の回避又は防止を考慮し、各室等の配置、止水性の高い壁による区画等を計画する。

### 2.3.2 事務室等に関する事項

- (1) 事務室等は、室内レイアウト、用途、間仕切り等の変更にできる限り柔軟に対応できる形状及び配置とする。
- (2) 事務室内に窓口及び待合いを設ける場合には、施設利用者が使いやすく、かつ、執務を行うスペースから待合いへの見通しが確保できる室形状及び室内レイアウトとする。
- (3) 想定される将来のレイアウト変更も考慮しつつ、移動書架等の重量物を設置する場合又は設置が想定される場合は、それらを配置するための重荷重ゾーンを設定する。
- (4) 家具、スイッチ等の配置を考慮し、必要となる壁面を確保する。

### 2.3.3 交通部分に関する事項

- (1) 玄関は、分かりやすく便利な位置に設置する。風除室は、良好な室内環境の確保及びエネルギー消費の抑制が図られるよう、地域の気候特性、出入りの頻度等を考慮して、その位置及び形状を設定する。
- (2) 玄関ホール周辺は、自然監視性を考慮し、できる限り死角が生じないよう計画する。
- (3) 案内のための受付を設ける場合は、玄関から分かりやすく、利用しやすい位置に設ける。
- (4) 外部出入口の前後には、安全に通行できるよう、十分な広さの平坦な部分を確保する。
- (5) 廊下には柱型等の突出部を設けない。やむを得ず突出部を設ける場合は、面取りを行うなど安全を確保するための措置を講ずる。
- (6) 主要なエレベーター及び階段は、玄関から分かりやすく、利用しやすい位置に設ける。
- (7) 不特定かつ多数の者が利用する施設、合同庁舎又は規模の大きな施設（高齢者、障害者等の利用が見込まれないものを除く。）において、主要な階段の幅は、両側に2段手すりを設置した場合でも、手すりの内法で140cm以上確保できるものとする。
- (8) バリアフリー法施行令第13条に適合するものとして設置する傾斜路の上端部及び下端部には、車椅子使用者の安全かつ円滑な移動を考慮して他の動線と交錯しないように、踏幅150cm以上の平坦な部分を設ける。また、曲がり部分又は折り返し部分を設ける場合は、踏幅150cm以上の踊場とする。
- (9) 不特定かつ多数の者が利用する階段、段又は傾斜路で側壁がない場合は、側端に杖の脱落防止等のために有効な立上りを設ける。

### 2.3.4 便所に関する事項

- (1) 一般便所は、男女別とする。ただし、利用者が極めて少ない場合はこの限りでない。
- (2) 不特定かつ多数の者が利用する便所は、分かりやすく、利用しやすい位置に設ける。
- (3) 車椅子使用者用便房は、1カ所以上を男女共用とする。
- (4) 一般便房（設備付）及び車椅子使用者用便房は、一般便所と一体的若しくはその出入口の近くに設けることとし、男女共用とする場合は、交通部分から直接出入りができるよう配置する。
- (5) 便所は、便所の外から内部が見通されないよう考慮したレイアウトとする。
- (6) 便所にオストメイト対応の水洗器具、乳幼児用おむつ交換台、乳幼児用椅子等の設備を付加する場合は、これらが使いやすいよう考慮して、便所内の配置、便所の面積等を計画する。

### 2.3.5 設備関係諸室等に関する事項

- (1) エネルギー消費の抑制を図るため、設備関係諸室、配管スペース等は、設備機器の運転効率、垂直及び水平方向の効率的な連絡等を考慮して配置する。

- (2) 設備関係諸室は、室内に設置する機器等の運転に必要な給排気の確保及び燃料の供給、周囲への騒音及び振動の影響等を考慮して配置する。
- (3) 設備関係諸室、配管スペース等は、設備機器、配管、配線、ダクト等の点検・保守、更新等が効率的かつ容易に行えるよう配置し、必要となる作業スペースを確保できるよう面積及び形状を設定する。
- (4) 電気室、発電機室、サーバー室等の水損の許されない室の直上には、できる限り給排水の必要な室等を設けない。やむを得ず設ける場合は、必要となる漏水対策を講ずる。
- (5) 電気室、発電機室等は、当該室に必要なもの以外に、給排水管、雨水管、給排気ダクト、ガス管、油管等が通過しないよう配置する。
- (6) 防災設備の分電盤を設置する配線室は、防火区画として区画する。
- (7) 煙突、排気口等の汚染物質又は臭気の発生源は、給気口、居室の開口部等から距離を確保する。
- (8) 冷却塔を設置する場合は、煙突等の汚染物質の発生源からの距離のほか、冷却水の飛散を考慮して居室の開口部、敷地境界等からの距離を確保する。

## 2.4 立面・断面計画

### 2.4.1 立面に関する事項

- (1) 建物及びこれを形成する形状、色彩等は、施設が立地する地域の歴史、文化及び風土の特性に配慮するとともに、周辺環境との調和が図られたものとする。
- (2) 各室等に求められる対浸水に関する性能及び対津波に関する性能の水準が確保できるよう、想定される水害による水位より低い階に配置する室等への浸水の防止を考慮する必要がある場合は、できる限り当該水位より低い位置に窓等の開口部、スリット、貫通部等を設けない。
- (3) 窓は、周辺環境に配慮するとともに、各室等の利用形態を考慮し、良好な室内環境の確保及びエネルギー消費の抑制が図られるよう、位置及び形状を設定する。また、必要に応じて庇を設置する。
- (4) 窓は、転落又は衝突に対する安全の確保、各室等の利用形態等を考慮して、位置及び形状を設定する。

### 2.4.2 断面に関する事項

- (1) 経済合理性を考慮し、構造計画及び設備計画についても総合的に勘案した階高を設定する。
- (2) 施設の利用形態を考慮するとともに、各室等に求められる対浸水に関する性能及び対津波に関する性能の水準が確保できるよう、想定される水害による地上階への浸水の回避又は防止を考慮し、地上階のレベルを適切に設定する。
- (3) 想定される施設又は室等の用途の変更、設備の変更又は増設等を考慮し、階高、天井裏の高さ等を設定する。

- (4) 設備機器、配管、配線、ダクト等の点検・保守、更新等が効率的かつ容易に行える作業スペースが確保できるよう、設備関係諸室の階高、各室等の天井裏の高さ等を設定する。
- (5) 情報処理に必要となる通信・情報システムを構築できるよう、各室等の利用形態に応じて、フリーアクセスフロアの設置等により配線スペースを確保する。その際、同一の階において、床の仕上げレベルは高低差がないものとする。ただし、電算室等において特に高さの高いフリーアクセスフロアを設置する場合はこの限りでない。
- (6) 同一の階においては、施設利用者が通行する部分に段差を設けない。やむを得ず段差が生じる場合は、設備関係諸室等に生じる場合を除き、傾斜路を設置するなど、安全かつ円滑に移動できるよう措置を講ずる。
- (7) 各室等の利用形態及び面積を考慮し、圧迫感を与えないよう天井高さを設定する。  
滞在時間の長い事務室等の天井高さは2.6m以上とする。

## 2.5 外壁・屋根

### 2.5.1 基本的性能に関する基本事項

- (1) 外観及びこれを形成する材料、色彩、詳細等は、施設に求められる地域性に関する性能及び景観性に関する性能の水準が確保できるよう、施設が立地する地域の歴史、文化及び風土の特性に配慮するとともに、周辺環境との調和が図られたものとする。
- (2) 施設に求められる環境保全性に関する性能の水準が確保できるよう、日射の反射による周辺環境への影響をできる限り小さくするため、必要に応じて屋根面等の角度の設定、材料の選定等により反射防止の措置を講ずる。
- (3) 施設に求められる環境保全性に関する性能及び各室等に求められる熱環境に関する性能の水準が確保できるよう、地域の気候その他の立地条件及び各室等の利用形態を考慮し、外壁及び屋根の断熱性を確保する。
- (4) 各室等に求められる耐火に関する性能の水準が確保できるよう、外壁等の構造を計画し、その材料を選定する。なお、各室等に求められる性能の水準が異なる場合は、外壁全体として合理的なものとなるよう計画する。
- (5) 各室等に求められる対浸水に関する性能及び対津波に関する性能の水準が確保できるよう、想定される水害による水位より低い階に配置する室等において内部への浸水の防止を考慮する必要がある場合は、対象部分の外壁について必要となる防水性及び止水性を確保する。なお、その際、外壁全体として合理的なものとなるよう計画する。
- (6) 屋根ふき材及び外装材は、施設に求められる耐風に関する性能の水準が確保できるよう、暴風による風圧力及び影響を無視できない振動に対して構造耐力上の安全性を確保したものとする。
- (7) 屋根、庇等は、施設に求められる耐雪・耐寒に関する性能の水準が確保できるよう、雪が堆積しにくい形状か、又は雪が堆積しても自然落下しにくい形状とするなど、落雪の危険の防止を考慮したものとする。

- (8) 施設に求められる移動に関する性能の水準が確保できるよう、歩行者等が通行する場所に衝突のおそれのある突出部を設けない。
- (9) 施設に求められる耐久性に関する性能の水準が確保できるよう、地域の気候その他の立地条件及び想定される通常の使用条件において、容易に損傷、変形、浮き若しくは腐食又は接合部における緩みを生じないものとする。特に、塩害、凍害、強い日射等を受ける可能性がある場合は、これらに対する対策を考慮したものとする。また、建物の規模及び構造、部分的な更新の容易さ等を考慮した合理的な耐久性が確保されたものとする。
- (10) 施設に求められる作業性に関する性能の水準が確保できるよう、外装は、地域の気候その他の立地条件及び想定される通常の使用条件において、汚れにくいか、又は汚れても目立ちにくい材料、色彩、詳細等とする。また、高所の清掃、点検・保守等に必要となる作業用設備を設置する。

### 2.5.2 防水・排水に関する事項

- (1) 屋上の防水は、屋上の利用形態及び維持管理の方法並びに建物の規模及び構造、防水面の面積等を考慮し、想定される通常の使用条件において、容易に防水性能の劣化が生じないものとする。
- (2) 屋根、庇等は、水が溜まりにくい形状とし、排水の方向、勾配等を適切に計画する。
- (3) 施設が立地する地域の降雨量を考慮し、十分な排水能力が確保できるよう、ルーフドレン、雨水排水管等を設置する。寒冷地の縦樋は、屋内に設けることとし、やむを得ず屋外に設ける場合は凍結を防止するための措置を講ずる。
- (4) 屋根及び庇については、歩行者が通行する場所に水はねが生じないよう、傾斜方向並びに軒樋及び縦樋等の経路を設定する。
- (5) 地下水位を考慮し、必要な防水処理、適切な排水経路の確保等により、地下階に配置する室等の使用に支障となる浸水の防止を図る。

### 2.5.3 屋上に関する事項

- (1) 屋上の利用形態及び維持管理の方法を考慮し、屋上への適切な動線の確保、屋上の手すりの設置等の必要となる安全対策を講ずる。
- (2) 屋上緑化を行う場合は、できる限り、維持管理が容易で、施設利用者の心理的な快適性を考慮した位置に行う。
- (3) 屋上緑化を行う場合は、その目的、構造体への負荷、維持管理の負担等を総合的に勘案し、経済合理性が確保されるよう、植栽の種類及び植栽基盤を選定する。
- (4) 屋上緑化を行う場合は、生育条件、維持管理の負担その他の植栽の特性を考慮し、持続的な維持管理が可能な植栽の種類を選定する。また、生育に必要となる環境を確保し、持続的に維持管理が可能なよう、植栽基盤及びかん水の方法を選定する。

## 2.6 内装

### 2.6.1 基本的性能に関する基本事項

- (1) 玄関ホール等の施設利用者の目に触れる機会が多い室等の内装の材料、色彩、詳細等は、施設に求められる地域性に関する性能の水準が確保できるよう、施設が立地する地域の歴史、文化及び風土の特性に配慮したものとする。
- (2) 施設に求められる環境保全性に関する性能及び各室等に求められる熱環境に関する性能の水準が確保できるよう、屋外のほか隣接室から受ける熱負荷の低減を考慮し、屋根及び屋外に面する壁のほか、倉庫等の冷暖房を行わない室の上階の床、寒冷地の風除室に面する壁及び上階の床等についても必要となる断熱性を確保する。
- (3) 各室等に求められる耐火に関する性能の水準が確保できるよう、防火区画を構成する床及び壁の構造を計画し、それらの材料を選定する。
- (4) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、各室等に求められる初期火災の拡大防止に関する性能の水準が確保できるよう、原則として不燃材料又は準不燃材料を使用する。ただし、重要な財産・情報を保管する室以外の室等において、次に掲げる場合その他の燃え拡がりの抑制がされている場合の木材の仕上げについては、この限りではない。
  - 1) 壁の下部の室内に面する部分の仕上げに木材が使用されており、それ以外の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ並びにそれらの下地に燃え拡がりの抑制効果の高い材料が使用されている場合。
  - 2) 出火による火熱により木材が着火するおそれのない高さの壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに木材が使用されており、それ以外の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに準不燃材料が使用され、かつ、対象とする室等が次に掲げる要件を満たす場合。
    - イ 発熱量密度が低い用途の室等であること。
    - ロ 設備機器等の発熱により木材が着火するおそれのないよう有効な措置が講じられていること。
    - ハ 出火による高温の煙層により木材が着火するおそれのないよう有効な排煙設備が設けられていること。
    - ニ 隣接する室等からの延焼の防止が図られていること。
  - 3) 壁の室内に面する部分の仕上げに木材が使用されており、天井の室内に面する部分の仕上げに準不燃材料が使用され、かつ、室内に初期消火効果の高い設備が設置されている場合。
- (5) 各室等に求められる対浸水に関する性能及び対津波に関する性能の水準が確保できるよう、想定される水害による水位より低い階に配置する室等において内部への浸水の防止を考慮する必要がある場合は、対象部分の内装について必要となる防水性及び止水性を確保する。
- (6) 施設に求められる移動に関する性能及びユニバーサルデザインに関する性能の水準が確保できるよう、床は滑りにくく平坦な仕上げとする。特に水に濡れる可能性のある場所の床の仕上げは、濡れても滑りにくいものとする。

- (7) 内装の材料、色彩、詳細等は、施設に求められるユニバーサルデザインに関する性能の水準が確保できるよう、各室等の利用形態に加え、施設利用者の心理的な快適性を考慮したものとする。
- (8) 各室等の内装は、求められる音環境に関する性能の水準が確保できるよう、適切な吸音性を確保したものとする。壁は、対象とする室等及び隣接する室等の利用形態等に応じて、室外の騒音の影響の低減についても考慮しつつ、音声の漏洩の防止のために必要となる遮音性を確保したものとし、天井裏、二重床下等を含めて適切に措置を講ずる。床は、対象とする室等及び下階の室等の利用形態等に応じて、下階への床衝撃音の低減を考慮したものとする。
- (9) 天井、壁等の仕上げの色彩等は、施設に求められる環境保全性に関する性能及び各室等に求められる光環境に関する性能の水準が確保できるよう、各室等の利用形態等にふさわしいものとするとともに、効率的に必要となる照度を確保できるよう反射率について考慮したものとする。
- (10) 各室等に求められる空気環境に関する性能の水準が確保できるよう、事務作業を行う室等居室の内装には、ホルムアルデヒド、揮発性有機化合物等の空気汚染物質の発生が少ない材料を選定する。
- (11) 施設に求められる耐久性に関する性能の水準が確保できるよう、各室等の利用形態を考慮し、想定される通常の使用条件において、容易に損傷、変形、浮き若しくは腐食又は接合部における緩みを生じないものとする。
- (12) 施設に求められる作業性に関する性能の水準が確保できるよう、各室等の利用形態を考慮し、想定される通常の使用条件において、汚れにくく、清掃が容易な材料、詳細等を選定する。便所、汚損のおそれが高い室等については、特に留意する。
- (13) 施設に求められる更新性に関する性能の水準が確保できるよう、想定される間仕切りの変更又は材料、機器等の更新が、経済的かつ容易に行えるよう考慮したものとする。

## 2.6.2 個別の事項

- (1) 玄関ホール等の施設利用者の目に触れる機会が多い室等で、内装の木質化を図ることが適切な部分について、内装の木質化を図る。
- (2) フリーアクセスフロアは、対象となる室の床版計算用の荷重以上の積載荷重に対する耐荷重性能を有し、衝撃及び繰り返し荷重が加わることも考慮した想定される通常の使用条件において、容易に損傷、変形又は接合部における緩みを生じないものとする。
- (3) 階段は、滑りにくい材料で仕上げ、段鼻にすべり止めを設置する。段鼻は、突き出し等がない、つまずきにくい構造とするとともに、段鼻部分とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすることにより、段を容易に識別できるものとする。
- (4) 内装の取り合い部分の詳細は、想定される通常の使用条件における合理的な耐久性、清掃等の作業性、各材料の更新性等を考慮したものとする。

## 2.7 建具

### 2.7.1 基本的性能に関する基本事項

- (1) 施設に求められる地域性に関する性能及び景観性に関する性能の水準が確保できるよう、建具の材料、色彩、詳細等は、施設が立地する地域の歴史、文化及び風土の特性に配慮したものとし、屋外に面する建具は、周辺環境との調和が図られたものとする。
- (2) 施設に求められる環境保全性に関する性能並びに各室等に求められる光環境に関する性能及び熱環境に関する性能の水準が確保できるよう、屋外に面する建具のほか、隣接室等から受ける熱負荷の低減を考慮する必要があるその他の建具は、必要となる断熱性、気密性、日射遮蔽性等を確保したものとする。窓は、施設が立地する地域の気候特性、方位等を考慮した日射遮蔽性を確保したものとともに、必要となる自然採光及び自然通風の活用を考慮したものとする。また、断熱性の確保により結露の防止を図るとともに、結露水の処理についても考慮したものとする。
- (3) 施設に求められる環境保全性に関する性能の水準が確保できるよう、屋外に面する建具は、日射の反射による周辺環境への影響ができる限り小さくなるよう、必要に応じて、材料及び形状の選定等により反射防止の措置を講ずる。
- (4) 各室等に求められる耐火に関する性能の水準が確保できるよう、開口部の設置数及び配置、建具の構造方法等を計画する。
- (5) 各室等に求められる対浸水に関する性能及び対津波に関する性能の水準が確保できるよう、想定される水害による水位より低い階に配置する室等において開口部から内部への浸水の防止を考慮する必要がある場合は、当該開口部について、必要となる防水性及び止水性を確保できる建具又は止水板を設置するなどの措置を講ずる。
- (6) 屋外に面する建具は、施設に求められる耐風に関する性能の水準が確保できるよう、暴風による風圧力に対する構造耐力上の安全性を確保したものとする。
- (7) 屋外に面する建具は、施設に求められる耐雪・耐寒に関する性能の水準が確保できるよう、水切り部の勾配が大きい雪が堆積しにくい形状とするなど、落雪による危険の防止を考慮したものとする。
- (8) 屋外に面する犯罪企図者の侵入のおそれがある建具及び建物内の警戒線を構成する建具は、各室等に求められる防犯に関する性能の水準が確保できるよう、施錠でき、容易に破壊されないものとする。
- (9) 施設に求められる移動に関する性能及びユニバーサルデザインに関する性能の水準が確保できるよう、出入口は、利用者数及び通常の利用形態のほか、家具、機器等の搬出入等を考慮した有効幅を確保したものとともに、扉は、多様な利用者を考慮した開閉し易いものとする。
- (10) 開閉する建具は、施設に求められる操作に関する性能の水準が確保できるよう、想定される通常の使用条件を考慮し、可動部の動作中の安全性を確保したものとする。

- (11) 各室等に求められる音環境に関する性能の水準が確保できるよう、対象とする室等の建具は、当該室等及び隣接する室等の利用形態、建具の設置条件等に応じて、室外の騒音の影響の低減についても考慮しつつ、音声の漏洩の防止のために必要となる遮音性を確保したものとする。
- (12) 各室等に求められる空気環境に関する性能の水準が確保できるよう、事務作業を行う室等居室の建具に使用する塗料等には、ホルムアルデヒド、揮発性有機化合物等の空気汚染物質の発生が少ない材料を選定する。
- (13) 各室等に求められる空気環境に関する性能の水準が確保できるよう、換気量、換気方式等に応じて、換気に必要となる面積を確保した開口部を設ける。また、室等の内外の空気バランスを考慮したがらり等を設ける。
- (14) 施設に求められる耐久性に関する性能の水準が確保できるよう、想定される通常の使用条件において、容易に損傷、変形、浮き若しくは腐食又は接合部における緩みを生じないものとする。また、屋外に面する建具は、地域の気候その他の立地条件についても考慮したものとし、特に、塩害、凍害、強い日射等を受ける可能性がある場合は、これらに対する対策を考慮したものとする。
- (15) 施設に求められる作業性に関する性能の水準が確保できるよう、屋外に面する窓等については、高所の清掃、点検・保守等に必要となる作業用設備を設置する。また、自動開閉機構等が天井裏に設置される場合等は、点検・保守のために点検口を設ける。

## 2.7.2 扉等に関する事項

- (1) 不特定かつ多数の者が利用する出入口の扉は、開閉方式、取っ手の設置位置等を適切に選定し、車椅子使用者を含む多様な施設利用者ができる限り容易に開閉して通過できるものとする。
- (2) 玄関等の直接地上へ通ずる主要な外部出入口は、有効幅120cm以上の自動扉とする。他の直接地上へ通ずる外部出入口は、有効幅90cm以上とする。ただし、利用者が極めて少ない場合はこの限りでない。
- (3) 不特定かつ多数の者が利用する事務室及び当該事務室までの経路上の内部出入口（2カ所以上の出入口がある場合は、その1カ所以上とする。）は、有効幅120cm以上とし、扉を設ける場合は、自動扉とする。他の多数の者が利用する居室等（昇降路、便所等を除く。）に設ける出入口は、有効幅90cm以上とする。
- (4) 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、有効幅90cm以上とする。
- (5) 車椅子使用者用便房の出入口は引き戸とし、自動扉その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の扉とする。
- (6) 各室の廊下等への出入口を外開きとする場合は、その扉の利用頻度及び面する廊下の使用状況等を踏まえ、開閉時の安全対策を考慮したものとする。
- (7) 玄関等の利用頻度の高い出入口及びその周囲の建具は、衝突のおそれ考慮して、十分に安全性を確保したものとする。大きなガラス面を用いる場合は、安全性の高

いガラスを選定するとともに、視線の高さに目印となるものを設置してガラス面を識別できるようするなど衝突を防止するための措置を講ずる。また、杖、車椅子等の衝突によってガラスが破損しないよう考慮して建具の下框の高さ等を設定する。

- (8) 自動扉を設置する場合は引き戸とし、利用者の安全性を確保できるよう、想定される利用者、利用頻度、扉の設置状況等を考慮して、センサーの種類及び設置方法、扉の開閉速度、扉と方立等との間の寸法等を設定するほか、必要に応じて防護柵の設置等を行う。なお、外部出入口に自動扉を設置する場合は、施設が立地する地域の気候特性等についても考慮し、必要に応じて誤作動を防止するための措置を講ずる。
- (9) 不特定かつ多数の者が利用する避難経路に設置する防火戸は、車椅子使用者が通過できる開口幅を確保し、くぐり戸部分に下框を設けないなど、多様な施設利用者が安全に避難できるよう考慮したものとする。
- (10) 想定される通常の使用条件及び扉の特性を考慮し、ドアクローザーの設定、戸当たりの設置等により、扉の開閉による壁等の損傷を防止するために必要となる措置を講ずる。
- (11) 外部出入口には、人の出入りを考慮して庇を設けるなど、雨除け又は吹き込み防止のために必要となる措置を講ずる。

### 2.7.3 窓等に関する事項

- (1) 窓について必要となる水密性を確保するとともに、換気口、換気がらり等についても、雨水の浸入ができる限り防止できるものとする。
- (2) 開閉可能な窓には、設置される室等の利用形態及び設置位置を考慮し、安全性を確保できる開閉方式の選定、手すりの設置等、転落又は物の落下を防止するために必要な措置を講ずる。
- (3) 良好的な室内環境の確保及びエネルギー消費の抑制が図られるよう、日射、風向等の地域の気候その他の立地条件を考慮し、各室等の利用形態に応じて必要となる自然採光及び自然通風を確保できる窓等の開閉方式、ガラスの種類等を選定する。また、強い日射が入る可能性のある居室の窓等には、必要に応じて、庇の設置等、日射を遮蔽するための措置を講ずる。
- (4) 便所に設ける窓は、建物外から便所内部の様子が分かりにくいものとなるよう配置し、必要に応じて、ガラスの選定等により視線を遮るために措置を講ずる。

## 2.8 各部・詳細

### 2.8.1 共通の事項

- (1) 家具、造作、設備機器等の形状及び配置は、設置する室等の利用形態を考慮したもののとするとともに、通行の支障にならないものとする。
- (2) 家具、造作等及びこれらの固定方法は、想定される通常の使用条件において、容易に損傷、変形、浮き若しくは腐食又は接合部における緩みを生じないものとする。

### 2.8.2 家具等に関する事項

- (1) 書庫、倉庫等で結露のおそれがある場合は、書架を外壁に接しないよう設置するなど、できる限り結露を防止するよう措置を講ずる。
- (2) 事務作業を行う室等居室に設置する家具は、ホルムアルデヒド、揮発性有機化合物等の空気汚染物質の発生が少ないものとする。
- (3) カウンターは、車椅子使用者を含む多様な施設利用者の利用を考慮して、利用形態に応じて高さ、形状等を設定する。
- (4) 来庁者が閲覧する庁内掲示板は、玄関ホール、廊下等の分かりやすく、閲覧しやすい位置に、通行に支障が生じないよう考慮して設置する。

### 2.8.3 手すりに関する事項

- (1) 手すりは、利用時の動作等を考慮した位置に設置するとともに、形状及び材料等を適切に選定してにぎりやすいものとする。また、体重がかかることを考慮して、滑りにくく、壁等への固定を含めて十分な強度を確保したものとする。
- (2) 転倒防止、立上り又は移動の補助、視覚障害者等の誘導等のため、階段、段、傾斜路、便所のほか、施設の用途、機能等に応じて廊下等必要となる場所に手すりを設置する。
- (3) 不特定かつ多数の者が利用する階段、段又は傾斜路に設ける手すりは、2段手すりとする。
- (4) 階段、段、傾斜路又は廊下等の手すりは、できる限り連続して設置する。特に不特定かつ多数の者が利用する階段、段又は傾斜路の手すりは、踊場を含めて連続して設置し、終始端に十分な長さの水平部分を設ける。
- (5) 手すりとその周辺の壁等との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすることにより、手すりの位置を認識しやすいものとする。
- (6) 階段、段、傾斜路又は廊下等の手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど、先端が突き出さない形状とする。
- (7) 階段、バルコニー、吹抜けに面する部分等に設ける手すりは、設置場所の状況、設置場所周辺の利用形態等を考慮し、転落を防止するために十分な高さ及び形状とともに、物の落下の防止についても考慮したものとする。

### 2.8.4 便所に関する事項

- (1) 玄関がある階等にある1カ所以上の便所（高齢者、障害者等の利用が見込まれないものを除く。）及び不特定かつ多数の者が利用する便所においては、床置式の小便器その他これに類する小便器の1カ所以上に手すりを設置する。また、洗面器は、利用者が寄りかかること等を考慮して、1カ所以上に手すりを設置したものとする。
- (2) 車椅子使用者用便房は、腰掛便座、手すり等を適切に配置し、かつ車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保したものとする。
- (3) 車椅子使用者用便房を複数設置する場合は、できる限り左右の使い勝手が異なるものを設置する。

- (4) 不特定かつ多数の者が利用する施設に設置される1カ所以上の男女共用の車椅子使用者用便房は、大人が使用できる大型ベッドを設置するとともに、座位変換型の車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保したものとする。
- (5) 便房における紙巻器、便器洗浄ボタン等の位置は、JIS S 0026によるものとする。
- (6) 施設の用途、利用者数、利用者特性等を考慮し、必要に応じて、便所にオストメイト対応の水洗器具、乳幼児用おむつ交換台、乳幼児用椅子等の設備を付加し、その際、利用者の集中等にも留意して機能の分散を図る。

## 2.8.5 エレベーター・設備機器の設置に関する事項

- (1) 多数の者が利用するエレベーター（高齢者、障害者等の利用が見込まれないものを除く。）のうち利用しやすい1台以上を、建築物移動等円滑化誘導基準第7条第1項の規定により設けられ、同条第5項に規定される不特定かつ多数の者が利用するエレベーターの基準に適合したものとしたうえで、かご内に手すり、鏡及びキックプレートを設ける。
- (2) スイッチ、コンセント等の設置位置等は、使いやすく、安全性が確保されたものとする。また、操作を行う者を限定する必要がある場合は、それ以外の者が容易に触れることができないよう必要となる措置を講ずる。
- (3) 照明器具、吹出口等については、各室等の利用形態、形状及びレイアウトを考慮する。その際、想定される室等の利用形態等の変更への対応についても考慮したものとする。
- (4) 天井裏、壁裏の配線・配管スペース内等に設置された設備機器等の点検・保守のための点検口を設ける。

## 2.9 案内・表示等

### 2.9.1 共通の事項

- (1) 案内・表示等は、地域との連携による敷地の内外の統一性及び連續性を考慮したものとする。
- (2) 案内・表示等の内容は、施設内での統一性及び連續性を確保したものとする。また、各案内・表示等の設置目的、設置する場所等を踏まえ、必要となる情報を確認しやすいものとする。
- (3) 容易かつ正確に目的地に到達できるよう、案内・表示等の全体計画は、単純かつ明快で、分かりやすいものとする。
- (4) 不特定かつ多数の者が利用する施設の案内・表示等は、図記号、文字表示等の視覚情報、音声案内、警報音等の音声・音響情報及び点字等の触知情報を併用するなど、多様な施設利用者の利用を考慮したものとする。
- (5) 案内・表示等は、認識しやすい位置に、通行に支障が生じないよう設置する。移動経路上に突き出して設置する場合は、突き出しを最小限とし、周囲に十分な通行スペースを確保するなど、通行の安全の確保に特に留意する。

- (6) 案内・表示等は、地域の気候その他の立地条件及び想定される通常の使用条件において、容易に損傷、変形、腐食若しくは汚損、変退色又は脱落を生じないものとする。
- (7) 主要な建物（高齢者、障害者等の利用が見込まれないものを除く。）においては、人的な対応を求めることができるよう、玄関若しくは玄関付近に受付又は呼出設備を設ける。呼出設備は、車椅子使用者、視覚障害者を含む多様な施設利用者の利用を考慮して、設置高さ、形状等を設定する。

### 2.9.2 サインに関する事項

- (1) サインは、分かりやすく、見やすい位置及び高さに、十分な大きさのものを設置する。多雪地において屋外に設置する場合は、積雪深さ、除雪範囲等を考慮して、積雪時にも必要な情報が確認できるよう設置する。
- (2) サインの文字及び図記号は、十分な大きさで、かつ、できる限り容易に認識できるよう表記するとともに、背景との色の明度、色相又は彩度の差を十分確保したものとする。また、日射及び照明の影響も考慮し、十分な視認性を確保したものとする。
- (3) 不特定かつ多数の者が利用する施設のサインは、図記号による表示、外国語又はひらがなの併記等により、多様な施設利用者ができる限り容易に理解できるものとする。
- (4) 図記号は、JIS Z 8210に規定される案内用図記号等の標準的なものを用いる。
- (5) サインは、施設又は室等の用途、名称等の変更に対応できるよう、表示内容の更新が容易なものとする。
- (6) サインは、施設全体で統一感のある材料、色彩、形状等とするほか、施設が立地する地域の歴史、文化及び風土の特性に配慮するとともに、周辺環境との調和が図られたものとする。
- (7) 敷地の主要な出入口付近の分かりやすい位置に、施設の名称を表示するサインを設置する。合同庁舎等で、施設の名称と入居官署の名称が異なる場合は、入居官署の名称を併せて表示する。
- (8) 敷地が広い場合、複数の建物がある場合等は、施設の利用形態を考慮し、必要に応じて、敷地の主要な出入口付近に、現在地、駐車場、主要な建物の玄関等の位置を表示した案内板を設置する。
- (9) 施設の規模、利用形態等を考慮し、官署名、室名、所在階等を分かりやすく表示した庁舎総合案内板を、玄関ホール等において、玄関から分かりやすい位置に設置する。受付を設ける場合は、受付との連携を考慮する。
- (10) 案内板等に配置図又は平面図を表示する場合は、これに對面する利用者が向いている方向が上となるようにし、現在地を表示する。
- (11) エレベーターホール及び階段室に、現在階を分かりやすく表示する。また、必要に応じて、階段の踊場に上下階の階数を表示する。
- (12) 便所に、オストメイト対応の水洗器具、大人が使用できる大型ベッド、乳幼児用おむつ交換台、乳幼児用椅子等の設備を付加した場合は、便所の出入口付近の分か

りやすい位置に、付加されている設備を表示する。また、庁舎総合案内板、各階案内板等にも、必要に応じて便所の所在とともに、付加されている設備を表示する。

- (13) 各階の室数が多い場合等は、エレベーターホール等の分かりやすい位置に、当該階の各室の案内図等を表示する各階案内板を設置する。
- (14) 各室等の出入口付近に、室名、部局名等を表示する室名札を設置する。
- (15) 階数が多い場合その他施設の利用形態を考慮して必要となる場合は、エレベーター内の壁面に、官署名、室名、所在階等の必要な情報を表示するエレベーター内案内板を設置する。

### 2.9.3 点状ブロック等・線状ブロック等に関する事項

- (1) 視覚障害者移動等円滑化経路は、受付を設ける場合は敷地の主要な出入口から受付までの経路、受付を設けない場合は敷地の主要な出入口から玄関又は玄関付近に設置した呼出設備までの経路とし、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設する。
- (2) 多数の者が利用する経路（高齢者、障害者等の利用が見込まれないものを除く。）において、車路又は段がある部分若しくは傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者移動等円滑化経路とする経路上にない場合でも、視覚障害者移動等円滑化経路に準じ、点状ブロック等を敷設する。
- (3) 多数の者が利用する経路（高齢者、障害者等の利用が見込まれないものを除く。）において、敷地の出入口に近接する部分には、敷地境界を示す点状ブロック等を敷設する。
- (4) 点状ブロック等及び線状ブロック等の材質は、滑りにくく、摩耗しにくいものとする。
- (5) 点状ブロック等及び線状ブロック等の突起の形状、寸法及びその配列は、JIS T 9251によるものとする。
- (6) 点状ブロック等及び線状ブロック等は、全面を黄色とする。
- (7) 点状ブロック等及び線状ブロック等は、視覚障害者がそれらの存在を認識しやすいよう、敷設幅を30cm以上とし、直線的に連続して配置する。
- (8) 注意喚起のために敷設する点状ブロック等は、注意喚起する対象物との間に適切な距離を確保する。

### 2.9.4 点字等に関する事項

- (1) 点字表示は、JIS T 0921によるものとし、表示原則及び表示方法を施設内で統一する。また、点字には墨字を併記する。
- (2) 点字による案内は、視覚障害者が見つけやすく、触知しやすい位置に設置する。
- (3) 不特定かつ多数の者が利用する階段、段又は傾斜路には、その設置場所に応じて、手すりの末端部に現在地、行き先等の情報を点字により表示する。これらのうち建物内の階段には、現在階を表示したうえで、その他必要となる情報を表示する。

- (4) 操作ボタン等についての点字表示は、当該操作ボタン等に隣接し、分かりやすい位置に行う。
- (5) 視覚障害者の円滑な移動又は施設の利用に必要となる情報を表示するため、必要に応じて、文字の浮き彫り等による表示、触知案内図等の設置を行う。

## 2.10 外構

### 2.10.1 共通の事項

- (1) 外構を構成する各部の材料、色彩、形状等は、地域の歴史、文化及び風土の特性に配慮するとともに、敷地内の建物及び周辺環境との調和が図られたものとする。
- (2) 既存樹木等の保全、緑化の推進、水循環の構築等のほか、周辺の居住環境の保全等に配慮し、総合的に環境負荷を低減する。
- (3) 車路及び駐車場と周辺施設との間に植栽を配置するなど、自動車等の排気、騒音等の周辺環境への影響の低減を考慮したものとする。
- (4) 津波による洗掘のおそれがある場合は、建物の転倒防止等を考慮し、必要となる洗掘防止策を講ずる。
- (5) 植栽、工作物等は、歩行者、自動車等の安全かつ円滑な通行に支障が生じないよう、歩行者用通路、車路等との位置関係、見通しの確保等を考慮して設置する。
- (6) 植栽、工作物等は、敷地内外からの自然監視性を考慮し、できる限り死角を生じさせず、かつ、適切に警戒線が形成できるよう計画する。
- (7) 歩行者、自動車等が通行するレベルより上階部分にタイル等を使用する場合、着雪又は着氷のおそれがある場合等は、建物周りに植栽等を配置し、歩行者、自動車等が近づかないようにするなど、落下物に対する危険防止の措置を講ずる。
- (8) 舗装及び工作物等は、地域の気候その他の立地条件及び想定される通常の使用条件において、容易に損傷、腐食等を生じず、更新性を考慮した合理的な耐久性が確保されたものとする。特に、塩害、凍害、強い日射等を受ける可能性がある場合は、これらに対する対策を考慮したものとする。
- (9) 外灯の配置等により、夜間における安全な通行を確保する。

### 2.10.2 構内通路・駐車場に関する事項

- (1) 車路及び駐車場は、自動車等が安全かつ円滑に通行し、駐車できるようスペースを確保する。また、駐車場は、効率的な駐車台数の確保についても考慮して計画する。
- (2) 舗装の種類及び断面構成は、地盤の強度、車路又は歩行者等用通路の別、通行する自動車等の種類及び頻度等を考慮し、十分な強度を確保できるよう選定する。なお、歩行者等用通路において緊急車両が通行する部分等、やむを得ず自動車が乗り入れる部分の断面構成は、車路の断面構成を参考に、適切なものとする。
- (3) 路床土が凍結融解するおそれのある地域においては、地域の凍結指数に応じた凍結深さを踏まえ、必要に応じて凍上抑制層を設ける。
- (4) 駐車ますは、車止めを設置するなど、自動車の衝突防止を考慮して計画する。

- (5) 敷地内に傾斜又は起伏がある場合でも、排水に必要となる舗装面の勾配を除き、駐車ます及びそれに面する車路の部分は、できる限り平坦となるよう計画する。
- (6) 多雪地において、構内通路及び駐車場は、除雪車による除雪を考慮し、単純かつ平坦な形状とする。
- (7) 多雪地において融雪装置を設置する場合は、歩行者等の円滑かつ安全な通行等を考慮し、融雪を行う範囲を設定する。
- (8) 不特定かつ多数の者が利用する施設において、車椅子使用者用駐車施設は、玄関の近くに設置したうえで、できる限り、庇等により乗降時又は建物への移動時に雨に濡れないよう考慮したものとする。
- (9) 複数の車椅子使用者用駐車施設を設置する場合は、左右どちらからでも乗降できるよう、できる限り連続して配置する。
- (10) 車椅子使用者用駐車施設の標識及び路面表示は、分かりやすく目立つものとし、乗降用スペースの路面には斜線を表示する。
- (11) 歩行者等用通路は、濡れても滑りにくく、つまずきにくい仕上げとする。
- (12) 歩行者等用通路は、多様な施設利用者が安全かつ円滑に通行できるよう、幅員を確保する。
- (13) 歩行者等用通路には、敷地内に傾斜又は起伏があるなどやむを得ない場合を除き、段を設けない。
- (14) 車路への切下げ部の縁端は、車椅子使用者が通行可能であるとともに、視覚障害者が認知できるものとする。
- (15) バリアフリー法施行令第16条第三号に適合するものとして設置する傾斜路の上端及び下端には、車椅子使用者の安全かつ円滑な移動を考慮して他の動線と交錯しないように、踏幅150cm以上の平坦な部分を設ける。また、曲がり部分又は折り返し部分を設ける場合は、踏幅150cm以上の踊場とする。

### 2.10.3 門扉・囲障その他の工作物に関する事項

- (1) 想定される水害による水位を考慮し、囲障等による敷地内への浸水又はドライエリア等からの浸水の防止を図る場合は、当該囲障等について必要となる構造耐力上の安全性及び止水性を確保する。
- (2) 工作物は、暴風による風圧力に対して必要となる安全性を確保したものとする。
- (3) 工作物は、日射の反射による周辺環境への影響ができる限り小さくなるよう、必要に応じて、設置位置の設定、材料の選定等により反射防止の措置を講ずる。
- (4) 多雪地において、工作物は積雪時の利用を考慮して配置し、積雪荷重に対して必要な安全性を確保する。また、必要に応じて、積雪による沈降力による変形の防止を考慮したものとする。
- (5) 門扉及び囲障は、設置目的及び開閉時の安全性を考慮し、設置位置、形状、開閉方式等を設定する。特に犯罪企図者の侵入を防止する警戒線の形成を目的とする場合は、時間帯等による施設の利用形態の違いに留意する。

- (6) 門扉にレールを設ける場合は、通行の支障とならないものとするとともに、雨水が溜まらないよう考慮したものとする。
- (7) 屋外掲示板、郵便受け等を設ける場合は、利用形態を考慮した位置に設ける。
- (8) 施設の立地、用途、規模等を考慮し、必要となる自転車置場のスペースを確保する。  
自転車置場は、歩行者等又は自動車等の動線との関係に留意しつつ、自転車利用者が利用しやすい位置に設ける。

#### 2.10.4 雨水排水設備に関する事項

- (1) 施設が立地する地域の降雨量を考慮し、排水管、排水溝、枠、マンホール等により構成される排水経路は、十分な排水能力を確保したものとする。
- (2) 雨水が舗装面に溜まらないよう、適切に舗装面の排水の方向、勾配等を計画する。なお、その際、雨水が舗装面から敷地外に流出せず、敷地内に設置する排水経路に流れ込むよう計画する。
- (3) 排水経路は、できる限り自動車等の通行量が少なく、補修及び更新が容易な場所に設定する。
- (4) 雨水を敷地内で浸透処理する場合は、地質、地形、地下水位等を考慮して、適切に浸透能力が確保できるよう計画する。また、雨水の浸透による周辺地盤への影響に留意する。
- (5) 排水管、排水溝、枠、マンホール等は、設置の条件に応じた耐荷重性能を有するものとする。なお、特に排水管については、設置の条件として、埋設深さ及び基礎の方式、寸法等を考慮する。
- (6) 自動車等がその上を通過する場所に設置する排水管、排水溝、枠、マンホール等は、自動車等の種類を考慮し、十分な耐荷重性能を有するものとする。また、蓋をボルトで固定するなど、自動車等の通過時にずれ、がたつき又は跳ね上がりが生じないよう、必要となる措置を講ずる。
- (7) 歩行者等の動線上にある排水溝等のグレーチングは、杖先、車椅子のキャスター等が落ち込まないよう目が細かく、濡れても滑りにくいものとする。

#### 2.10.5 植栽に関する事項

- (1) 緑化の目的、維持管理の負担等を総合的に勘案し、経済合理性が確保されるよう、植栽の種類及び植栽基盤を選定する。
- (2) 配植計画及び植栽の種類は、周辺の自然環境との調和、隣地の植栽との連携とともに、施設利用者の心理的な快適性を考慮したものとする。
- (3) 植栽の種類は、地域生態系の保全に配慮するとともに、生育条件、成長後の樹木の高さ及び樹形、維持管理の負担その他の植栽の特性を考慮し、持続的に維持管理が可能なものとする。
- (4) 生育に必要な環境を確保し、持続的に維持管理が可能なよう、植栽基盤及び灌水の方法を選定するとともに、植栽の密度等を計画する。

## 第3章 建築非構造部材その他の耐震設計

### 3.1 建築非構造部材

#### 3.1.1 共通事項

- (1) 建築非構造部材は、求められる耐震に関する性能の水準を確保できるよう、その特性及び接合部の接合方法に応じて、構造体の層間変形に対する追従性及び地震力に対する安全性を確保したものとする。
- (2) 地震動による建築非構造部材の移動等に伴い、他の建築非構造部材及び建築設備の機能保持を阻害することのないよう配慮する。
- (3) 建築非構造部材は、地震発生後の点検、補修等の実施が容易なものとなるよう配慮する。

#### 3.1.2 外壁

外壁は、施設に求められる耐震に関する性能の水準を確保できるよう、構造体の層間変形に対する追従性及び地震力に対する安全性を確保したものとする。

#### 3.1.3 扉

扉は、各室等に求められる耐震に関する性能の水準を確保できるよう、構造体の層間変形に対する追従性及び地震力に対する安全性を確保したものとする。

#### 3.1.4 ガラス

ガラスは、施設、各室等に求められる耐震に関する性能の水準を確保できるよう、構造体の層間変形に対する追従性が確保されるよう取り付けられたものとする。

#### 3.1.5 天井

天井は、各室等に求められる耐震に関する性能の水準を確保できるよう、構造体の層間変形に対する追従性及び地震力に対する安全性を確保したものとする。

#### 3.1.6 間仕切り

間仕切りは、各室等に求められる耐震に関する性能の水準を確保できるよう、構造体の層間変形に対する追従性及び地震力に対する安全性を確保したものとする。

### 3.2 家具、門扉・囲障その他の工作物

- (1) 家具は、避難経路を考慮して適切な位置に設置するとともに、地震力に対する安全性を確保したものとする。
- (2) 門扉・囲障その他の工作物は、災害応急対策活動又は避難に必要となる経路において通行に支障が生じないよう設置位置を設定するとともに、地震力に対する安全性を確保したものとする。

## 第4章 補 則

### 4.1 標準仕上げ

外部仕上げは別表1、内部仕上げは別表2の仕上げを標準とする。

### 4.2 その他

大臣、次官級の上級室においては、洗面器（前面扉付きの格納式）を設置することを標準とする。

別表1 外部仕上げ表

		2,250m <sup>2</sup> 未満	2,250m <sup>2</sup> 以上
壁、柱及びはり	複層仕上塗材		セラミックタイル又は金属成形板
屋根	アスファルト防水保護コンクリート直均し仕上げ		
庇 (出入口用)	上端	塗膜防水	合成高分子系ルーフィングシート防水
	下端	複層仕上塗材	金属成形板
建具	窓	アルミニウム製	
	玄関	ステンレス製(自動扉)	
	その他出入口	鋼製	

別表2 内部仕上げ表

建築設計基準（令和6年改定）

室名	部位	2,250m <sup>2</sup> 未満	2,250m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満	10,000m <sup>2</sup> 以上
事務室 会議室	天井	不燃積層せっこうボード(化粧あり)又はロックウール化粧吸音板		
	壁	モルタルEP又はせっこうボードEP		
	幅木	ビニル幅木		
	※床	ビニル床タイル又はタイルカーペット		
上級室	天井	不燃積層せっこうボード(化粧あり)又はロックウール化粧吸音板		
	壁	モルタルEP又はせっこうボードEP	モルタル又はせっこうボードのうえ壁紙	
	幅木	ビニル幅木		
	※床	ビニル床タイル又はタイルカーペット		
玄関	天井	不燃積層せっこうボード(化粧あり)又はロックウール化粧吸音板		金属成形板
	壁	モルタルEP		セラミックタイル
	幅木	ビニル幅木		セラミックタイル
	※床	ビニル床シート		セラミックタイル
階段室	段裏	軽量骨材仕上塗材		
	壁	モルタルEP又はせっこうボードEP		
	幅木	ビニル幅木		
	※床	ビニル床シート		
基準階 ホール 廊下	天井	不燃積層せっこうボード(化粧あり)又はロックウール化粧吸音板		
	壁	モルタルEP又はせっこうボードEP		
	幅木	ビニル幅木		
	※床	ビニル床シート		
洗面所 便所 湯沸室	天井	ケイカル板EP-G又はロックウール化粧吸音板		
	壁	モルタルEP-G、ケイカル板EP-G又はセラミックタイル		
	幅木	ビニル幅木又はセラミックタイル		
	床	ビニル床シート		
宿直室 休養室 (和室)	天井	化粧せっこうボード		
	壁	モルタルEP又はせっこうボードEP		
	幅木	(畳寄せ)		
	床	畳		
倉庫 書庫	天井	コンクリート打放し (常に人が出入りする書庫については、不燃積層せっこうボード(化粧有))		
	壁	コンクリート打放し (常に人が出入りする書庫については、モルタルEP又はせっこうボードEP)		
	幅木	コンクリート打放し (常に人が出入りする書庫については、ビニル幅木)		
	床	コンクリート直均し仕上げのうえ合成樹脂塗材 (常に人が出入りする書庫については、ビニル床タイル)		
機械室 電気室	天井	コンクリート打放し (消音が必要な場合は、グラスウールのうえガラスクロス張り)		
	壁	コンクリート打放し (消音が必要な場合は、上部はグラスウールのうえガラスクロス張り)		
	幅木	コンクリート打放し		
	床	コンクリート直均し仕上げのうえ合成樹脂塗材		

※施設利用者の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を図る。

(注) 表中の用語及び略語は、次による。

- ① ケイカル板 無石綿けい酸カルシウム板の略
- ② EP 合成樹脂エマルションペイント塗りの略
- ③ EP-G つや有合成樹脂エマルションペイント塗りの略
- ④ 機械室 冷凍機室、ボイラー室、空調機械室、送風機室、ポンプ室、エレベーター機械室、受水タンク室をいう。
- ⑤ 電気室 受変電室、発電機室、蓄電池室をいう。